

福祉

さやりんおれんじカフェ

カフェ一覧 ※いずれも利用料100円

さくらあつたかカフェ ☎288-4381

とき 14日(日)午後2時～4時 ところ さくらの杜・半田(半田三丁目)

げんきカフェ ☎366-6535

とき 10日(水)午後2時～4時30分 ところ げんき館(茱萸木三丁目)

カフェおもちゃ館 ☎365-6688

とき 20日(土)午後2時～4時 ところ リハビリデイサービスおもちゃ館(西山台六丁目)

くみのきカフェ ☎368-2772

とき 月～金曜日午後2時～4時 ところ 特別養護老人ホームくみのき苑(東茱萸木四丁目)

カフェ笑(しょう) ☎320-8268

とき 7日(日)・21日(日)午前10時～午後2時 ところ デイサービス笑狭山(大野台七丁目) ※モーニングは利用料300円

里カフェ ☎365-5878

とき 11日(水)・25日(水)午後1時～4時 ところ 介護老人保健施設さやまの里(若室二丁目)

問い合わせ 高齢介護グループ ☎349-9416

慰霊碑斎場を開放します

大阪狭山市慰霊碑斎場(今熊一丁目)を開放します。参拝は自由です。

とき 1日(祝)～3日(水)午前9時～午後4時

問い合わせ 遺族会事務局(社会福祉協議会内) ☎366-2022

難病とつきあうよりあい

とき 23日(水)午後2時～4時 ところ 市立コミュニティセンター・多目的室2 対象 難病と診断された人と家族(確定診断を受けていない人も可) 内容 患者や家族同士の交流

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎367-1761

＼カフェさつきの営業日／

とき 17日(水)午前11時～午後2時 ところ さつき荘 メニュー さつきカレー／300円、ランチセット(ドリンク付き)／400円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)／150円

障害者地域活動支援センター「さつき」では、日中活動やカフェさつきのボランティアを募集しています。

問い合わせ 障害者地域活動支援センター「さつき」 ☎366-2022・FAX366-0880

生ごみ堆肥化容器を貸し出します

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

市では、ごみの減量を目的とした生ごみ堆肥化容器を無償で貸し出しています。生ごみに EM ぼかしを振りかけて堆肥をつくる「EM ぼかし容器」と、生ごみを投入して土と接触させることで堆肥をつくる屋外用の「コンポスト容器」の2種類があります。家庭から出る生ごみの減量やリサイクルに取り組んでみませんか。詳しくは問い合わせてください。



サロンさやま

身体障がい者が集える場所です。お互いの経験や思いを共有してみませんか。



とき 20日(土)午後1時～3時 ところ さやま荘・大広間 対象 市内に住んでいる身体障がい者と支援者 参加費 100円(お茶代など)

問い合わせ 身体障害者福祉協議会事務局(社会福祉協議会内) ☎366-2022

税

給与支払報告書は31日(水)までに提出を

地方税法に基づき、給与支払報告書は受給者の1月1日現在の住所地の市町村へ提出してください。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

土地や家屋の状況が変わったときは

土地や家屋の状況が変わると、固定資産税の税額が変わります。次のように土地の状況が変わったときは、市役所税務グループで配布する住宅用地申告書を、31日(水)までに税務グループへ提出してください。

- 隣地を取得して現在住宅が建っている敷地と同一敷地として利用したとき
- 非住宅用地(店舗、事務所、倉庫など)を住宅用地(居住用地)に変更したとき
- 住宅用地を非

住宅用地に変更したとき

また、未登記家屋の新築、増築、取り壊しを行った場合も、同日までに申告してください。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9401

31日(水)は市府民税の第4期分の納期限

忘れないよう納付書裏面に記載されている金融機関(二次元コード記載の納付書は共通納税対応金融機関の窓口で納付できます)、コンビニエンスストアまたはスマホ決済のほか、地方税お支払サイトを經由して納めてください。税金を滞納すると、督促手数料や延滞金がかかるほか、財産の差し押さえなど滞納処分を行う場合があります。納期限までに納付が困難な場合は、早めに市役所税務グループへ相談してください。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9400

事業用資産を所有している人へ

～償却資産の申告が必要です～

固定資産税は、土地や家屋などの不動産だけでなく、会社や個人が事業用に所有している備品や機器、構築物などの償却資産にも課税されます。償却資産は申告が必要です。資産を所有している人は、1月1日現在の状況を、31日(水)までに申告してください。また、市では地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用し、インターネットでの申告も受け付けています。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9401

知っていますか?～宅地建物取引業人権推進員制度～

大阪府では、宅地建物取引におけるあらゆる人権問題を無くすため、業界団体と連携し、宅建業者の従業員を対象に「宅地建物取引業人権推進員」を養成しています。人権推進員を設置している店にはステッカーを掲示しています。

問い合わせ 大阪府建築振興課 ☎06-6210-9734



募集

大阪障害者職業能力開発校入校生

大阪障害者職業能力開発校は、障がい者が職業に必要な技能・知識を習得して就職をめざす訓練施設です。4月入校生を募集しています。なお、入校願書を提出するには見学会への参加が必要です。見学会については、問い合わせてください。

募集科目 ①職域開拓科(精神障がい者) ②Jobチャレンジ科(発達障がい者) ③ワークサービス科(知的障がい者) ④CAD技術科、OAビジネス科、Webデザイン科、オフィス実践科 **申し込み** ハローワーク河内長野(河内長野市昭栄町/南海高野線「河内長野駅」から南海バス「市民交流センター前」バス停)下車)で配布する入校願書を、①②17日(水)・③22日(月)・④26日(金)までにハローワーク河内長野へ直接 **問い合わせ** 大阪障害者職業能力開発校 ☎296-8311

手話通訳者・要約筆記者

登録期間 4月1日～令和7年3月31日 **応募資格** 手話通訳者/手話通訳士、都道府県登録手話通訳者、または同等の技能がある人(2月17日(土)午後1時から市役所で実施する登録試験の受験が必要)、要約筆記者/地方公共団体が実施する要約筆記者養成講座または同等の講座を修了した人 **時給** 1,600円 **応募方法** 4日(木)から市役所福祉グループで配布する募集要項を確認し、申請書、登録証または修了証の写し、写真(縦3cm×横2.4cm)2枚を、〒589-8501大阪狭山市役所福祉グループへ郵送または直接。26日(金)必着(6日(土)・20日(土)は午前中のみ受け付け) ※募集要項、申請書は市ホームページから

本人通知制度を利用してください

「本人通知制度」は、住民票の写しなどを代理人などに交付したときに、交付の事実を本人に通知する制度です。不正請求などがあった場合の早期発見、個人情報の不正使用防止などが可能になり、不正請求を抑止する効果が期待されます。

制度の利用には、事前登録が必要です。本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)を持って、市役所市民窓口グループまたはニュータウン連絡所で申請してください。代理人による申請など、詳しくは問い合わせてください。

【通知の対象となる証明書】

●住民票の写し(除票を含む) ●住民票記載事項証明書 ●戸籍謄(抄)本(除籍などを含む) ●戸籍の附票の写し(除票を含む) ●戸籍記載事項証明書(除籍を含む)

【通知する情報】

交付日、交付種別(謄本など)、交付枚数、請求種別、代理人の名前、住所など

※個人情報など開示できない情報があります

問い合わせ 市民窓口グループ ☎349-9480

もダウンロード可

問い合わせ 福祉グループ ☎349-9407

国民年金

国民年金付加保険料

毎月の定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納めると、老齢基礎年金受給時に付加年金が加算されます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

対象 第1号被保険者、任意加入被保険者 ※国民年金基金加入者、保険料の免除を受けている人は申し込みできません

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9473

安全

安全安心スクール特別編「防災講演会」

とき 14日(日)午前10時～11時30分 **ところ** 市立コミュニティセンター・大会議室 **対象** 市内に居住・通勤・通学する人 **内容** 講師「東

日本大震災から学んだ地域防災(避難所運営や防災訓練など) 菅井茂さん/宮城県仙台市南材地区町内会連合会会長 **定員** 50人(先着順) **申し込み** 11日(木)までに電話で市役所危機管理室。市申込フォームからも可



問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

市内一斉シェイクアウト・安否確認訓練



DROP! COVER! HOLD ON!

(提供:効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議)

市内35か所の防災行政無線(スピーカー)からの放送を通して、シェイクアウト訓練と安否確認訓練を行います。

とき 21日(日)午前10時から(午前9時40分訓練告知放送) **ところ** 自宅などそれぞれの場所 ≪シェイクアウト訓練≫地震から身

広報おおさかさやま広告募集!!(有料)

産業振興を図り、商品やサービスなどに関する情報を市民に提供するため、「広報おおさかさやま」に広告を掲載しています。広告掲載を希望する事業者の皆さんは、下記(いずれか)の広告代理店へ問い合わせてください。

■発行部数 27,800部(市内全世帯・官公庁など) ■広告サイズ 大枠(縦60mm×横188.5mm)、小枠(縦60mm×横93.2mm) 4色刷り

問い合わせ ・S T総合広告 ☎072-368-1227 ・合同会社 IM 総合企画 ☎072-275-5449 ・(株)ウィット ☎072-668-3275
・(株)阪奈宣伝社大阪支店 ☎06-6214-5583 ・(株)ジチタイアド ☎092-716-1401 ・(株)宣成社 ☎06-6222-6888

を守るための安全行動(まず低く・頭を守り・動かない)を約1分間行ってください <<安否確認訓練>>シェイクアウト訓練の後、玄関先から見える場所に無事を示す明るい色のハンカチなど(自治会などから配布された旗など)を午後0時ごろを目安に掲示してください ※気象条件、地震などによって中止することがあります。登録している人は、災害・緊急情報配信システムからも情報が配信されます

問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

労働

ひとり親家庭の母または父の就労支援事業

ひとり親家庭の母または父が働くために必要な技能を学んだり、安定した雇用を図れるように支援する制度です。いずれも所得制限があります。また、受けようとする講座について、必ず事前に市役所子育て支援グループで相談を行い、指定を受ける必要があります。

【母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業】

対象 ひとり親家庭の母または父 **内容** 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座などを受講する場合、受講料の一部を補助 **補助金額** 受講料の6割相当額

【母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業】

対象 ひとり親家庭の母または父 **内容** 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減を図るための費用を給付 **支給金額** 住民税非課税世帯/月額10万円と修業後に修了支援給付金5万円、住民税課税世帯/月額7万500円と修業後に修了支援給付金2万5,000円 ※対象者により金額が異なる場合がありますので、詳しくは問い合わせてください

【ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業】

対象 ひとり親家庭の母または父、児童 **内容** 適職に就くために高等学校卒業程度認定試験の合格が必要と認められた場合に、試験の合格をめざす講座の受講料の一部を補助 **補助金額** 受講開始時給付金/受講料の4割相当額、受講修了時給付金/受講料の5割相当額から受講開始時給付金を差し引いた額、合格時給付金/受講料の1割相当額 ※ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計額により上限を超えた場合は支給できません。通信制、通学および通信制の併用によ

社会福祉施設等従事者にギフトカードを配布します

大阪府では、感染対策の徹底などが求められている介護・保育施設などの従事者に対する支援として、社会福祉施設などの利用者などに接する業務に従事した人に対し、2万円相当のギフトカードを配布します。19日(金)までに申請が必要です。支給対象者や申請方法などについては、大阪府ホームページを確認してください。



問い合わせ 大阪府社会福祉施策等従事者支援事業(第2弾)コールセンター ☎06-7178-8891

り、金額が異なる場合がありますので、詳しくは問い合わせてください

申し込み 子育て支援グループへ直接

問い合わせ 子育て支援グループ ☎349-8015

(先着順) 申し込み 9日(火)から市申込フォームから

問い合わせ 産業振興・魅力創出グループ ☎366-0011



勤労者互助会に加入しませんか

勤労者互助会は、事業主と市が力を合わせて多彩な福利厚生事業を実施することにより、事業所で働く従業員が楽しく安心して働ける環境をつくり、事業所や商店などの振興・発展、雇用の安定に寄与することを目的とした組織です。お祝いやお見舞いなどの給付事業、宿泊補助事業、健康管理事業、レジャー施設の割り引きなどの福利厚生事業を行っています。会員1人につき、月額800円(団体加入の場合は事業主が2分の1以上負担)の会費が必要です。

問い合わせ 産業振興・魅力創出グループ ☎366-0011

調剤事務講座



薬局で働くことをめざす人のために、調剤事務講座を開催します。

とき 31日(水)・2月7日(水)・21日(水)・28日(水) 午前9時30分～午後3時30分(全4回) ところ SAYAKAホール・大会議室L 対象 市内に住んでいる18歳以上の人 定員 15人

水道

検針票はインボイス制度に対応しています

水道および下水道使用料の請求について、2か月に一度検針を行い、「水道(下水道)使用水量のお知らせ(検針票)」をインボイス制度に対応した検針票として発行します。仕入税額控除の適用を希望する事業者は、検針票を保管してください。なお、検針票は再発行していません。また、納入通知書はインボイス制度に対応していません。

問い合わせ 大阪狭山水道センターお客様センター ☎349-9476

相談

四市合同人権・法律相談会

とき 29日(月)午後1時～5時 ところ 羽曳野市役所(羽曳野市嘗田/近鉄長野線「古市駅」下車) 対象 大阪狭山市・藤井寺市・羽曳野市・柏原市に居住・通勤・通学する人 内容 ①弁護士による法律相談 ②専門員による人権相談 定員 ①4組(先着順) ②4組(当日先着順) 申し込み ①のみ4日(木)から電話で羽曳野市人権推進課 問い合わせ 羽曳野市人権推進課 ☎072-958-1111

アニメ「めぐみ」・拉致被害者御家族ビデオメッセージ上映会

拉致被害者の一日も早い帰国をめざして、アニメ「めぐみ」・拉致被害者御家族ビデオメッセージの上映会を、国・大阪府・府内全市町村が共催で実施します。

とき 20日(土)午後2時～3時30分 ところ 大阪市立難波市民学習センター(大阪市浪速区湊町/JR大和路線「難波駅」下車) 定員 120人(当日先着順)

問い合わせ 大阪府人権企画課 ☎06-6210-9280